

## かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、市内で開催されるコンベンション及び国際コンベンションの参加に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、かほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内コンベンション 市内で開催される学会、大会及び会議をいう。
- (2) 学会 研究者等により構成され、学術研究の向上発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術研究の発表及び討論のための集会並びに総会又はこれらに準ずるものをいう。
- (3) 大会及び会議 各種団体や企業等が開催する大会、会議、研修会、シンポジウム又はこれらに準ずるものをいう。ただし、展示会、スポーツ大会、コンクール、イベント、コンサート又はこれらに準ずるものは除く。
- (4) 国際コンベンション 次に掲げる条件を満たすコンベンションをいう。
  - ア 外国人20人以上の参加があること。
  - イ 参加募集を日本国外に対しても行っていること。
  - ウ 開催地が複数国の間で交代するもの又は臨時に開催するものであること。

### (補助事業の要件)

第3条 補助の対象とする市内コンベンション及び国際コンベンション（以下「コンベンション等」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 会期中に50人以上の参加があること。
  - (2) 参加者が市内宿泊施設に宿泊すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当するコンベンション等は、対象としない。
- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
  - (2) 営利を目的とするもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのあるもの
  - (3) 国又は地方公共団体が主催し、又は運営に関与するもの
  - (4) 国又は地方公共団体からこの助成制度以外の補助金等の交付を受けるもの
  - (5) 開催順序があらかじめ定められている持ち回りのもの
  - (6) その他補助金の交付が適当でないと認められるもの

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 補助額の算出に際して、参加者数とは、コンベンション等当日において、市外に居

住する者がコンベンション等に参加し、市内に宿泊した場合の実人数をいう。

3 第1項の規定にかかわらず、補助額を算入したことによりコンベンション等開催に係る収入が支出を上回る場合には、収支が一致する額を交付の上限とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、あらかじめかほく市コンベンション等誘致推進事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助額を決定し、かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請団体に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 申請団体は、交付決定の通知を受けた後において次の各号に掲げる変更が生じる場合には、速やかにかほく市コンベンション等誘致推進事業補助金交付変更申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象コンベンション等の主催者、名称又は開催期間に変更がある場合

(2) 補助予定額が大きく増減する場合

(補助金の変更交付決定)

第8条 市長は、変更申請に係るコンベンション等の内容が適正であると認めるときは、かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により、申請団体に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 申請団体は、コンベンション等を完了したときは、速やかにかほく市コンベンション等誘致推進事業補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、当該報告が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金確定通知書(様式第6号)により申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請団体は、補助金を請求しようとするときは、かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

コンベンション等補助額（参加者1人1泊当たり）

コンベンション等	補助額	限度額
地方学会、全国学会	1,000円	50万円
国際学会	1,000円 (外国人：2,000円)	100万円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

かほく市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

⑩

かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金交付申請書

かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 コンベンション等名称

2 開催日 年 月 日


3 開催場所

4 補助額 人× 円 = 円

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

かほく市長 

かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったかほく市コンベンション等誘致推進事業の補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知する。

1 コンベンション等名称

2 補助額 金 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

かほく市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

⑨

かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった申請について、かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 変更の理由

2 補助金申請額 変更前の額 円

変更後の額 円


3 変更の内容



様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

殿

かほく市長 

かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請のあったかほく市コンベンション等誘致推進事業の補助金については、次のとおり交付決定を変更することとしたので通知する。

1 コンベンション等名称（変更後）

2 補助額（変更後） 金 円



様式第5号（第9条関係）

年 月 日

かほく市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 ⑩

かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった下記事業を次のとおり実施したので、かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

コンベンション等名称

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

かほく市長

印

かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けかほく市コンベンション等誘致推進事業補助金実績報告書  
を審査の結果、次の金額を当事業に対する補助金として確定する。

金

円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

かほく市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 ⑩

かほく市コンベンション等誘致推進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金確定の通知があった下記事業に  
対する補助金については、下記のとおり請求いたします。

記

コンベンション等名称

金 円